

大町市議会基本条例 逐条解説

大町市議会

議会関係例規の体系図

日本国憲法（第8章 地方自治）



地方自治法（第6章 議会）



議会基本条例

前文

第1章 総則

第2章 議会の活動原則

第3章 議員の活動原則

第4章 市民と議会との関係

第5章 議会と市長等との関係

第6章 議会運営

第7章 議会の体制整備

第8章 補則

大町市議会議員定数条例（自治法第91条第1項）

大町市議会定例会条例

大町市議会の定例会に関する規則

大町市議会会議規則

大町市議会委員会条例

大町市議会傍聴規則（自治法第100条第3項）

大町市議会事務局設置条例（自治法第100条第2項）

大町市議会事務局処務規則

大町市議会広報紙発行規程

大町市議会規則の用語等の統一に関する措置規則

大町市議会情報公開条例

大町市議会情報公開条例施行規則

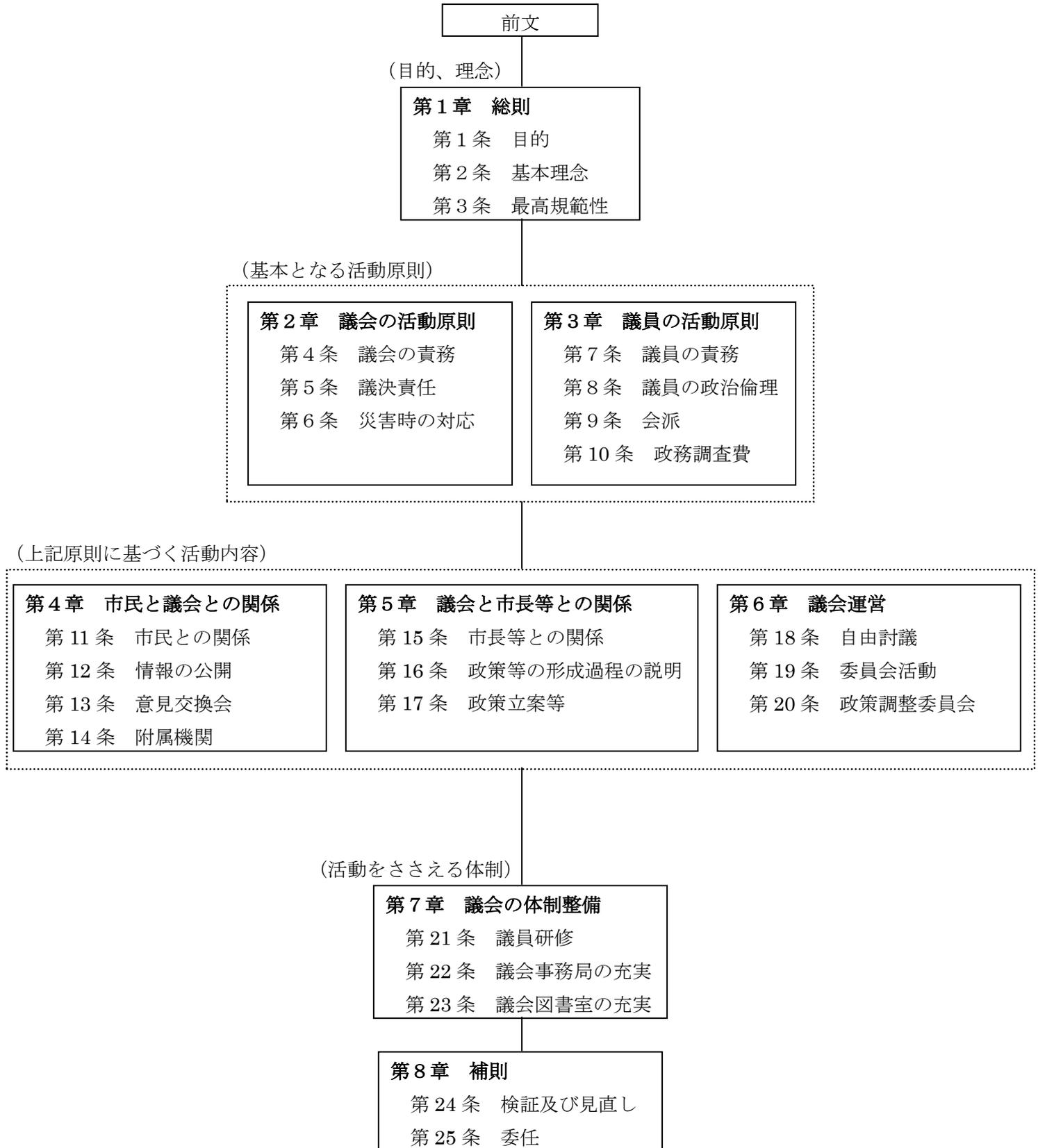
大町市議会の所管に係る大町市個人情報保護条例施行規程

議会事務局長の職にある大町市事務吏員に対する事務委任規則

大町市議会政務活動費の交付に関する条例（自治法第100条第4項c項19項）

大町市議会政務活動費の交付に関する規則

大町市議会基本条例構成図



大町市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 議会の活動原則（第4条－第6条）

第3章 議員の活動原則（第7条－第10条）

第4章 市民と議会との関係（第11条－第14条）

第5章 議会と市長等との関係（第15条－第17条）

第6章 議会運営（第18条－第20条）

第7章 議会の体制整備（第21条－第23条）

第8章 補則（第24条・第25条）

附則

近年、国から地方へ権限委譲が進み、地方自治体は自主的な決定と責任の範囲が拡大している中で、地方議会が果たすべき役割はますます大きくなっている。

このような中、市民が市長及び市議会の議員を直接選挙するという二元代表制の趣旨を踏まえ、議会は市長その他の執行機関と相互の抑制と均衡を図りながら、自治体の自立と高度多様化する市民要望を市政に反映するために自己改革に取り組まなくてはならない。

そもそも議会は、独任制の市長とは異なり、様々な立場にある市民の多様な意見を代表できる合議機関としての特性をもっている。その特性を最大限活かせるように、公の場で自由かつ達意に議論をし、政策の論点や課題を明らかにし、市民本位の立場をもって適切な政策を決定するとともに、執行機関の監視、政策提言や政策立案を積極的に行う必要がある。また議決責任を深く認識し、審議過程の明確化を図り、決定されたことを広く市民に知らせる責務を有する。

このような認識のもと、本市議会は、一問一答制の導入や、インターネット配信など、開かれた議会を目指して改革に取り組んできた。これまでの議会改革を更に進め、市民に信頼され、市民とともに歩む議会を目指し、市民福祉の向上とゆたかなまちづくりの実現に寄与するため不断の努力をここに決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、大町市議会(以下「議会」という。)の基本理念及び活動原則、大町市議会議員(以下「議員」という。)の活動原則、市民と議会との関係、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)と議会の関係、議会運営その他議会に関する基本事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。

説明

前文において掲げた議会の決意を受けて、条例全体の目的を表しています。

この条例では、議会の基本理念、議会及び議員の活動原則、市民及び市長等との関係、議会運営などを明確化し、議会及び議員の果たすべき役割をしっかりと行なうことで、「市民福祉の向上」と「市政の発展」に寄与することとしています。

(基本理念)

第2条 議会は、市政における唯一の議決機関としての責任を自覚し、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ公正に議論をつくり、地方分権時代にふさわしい真の地方自治の実現を目指すものとする。

説明

地方分権時代にふさわしい、議会としての基本的な姿勢・考え方を示しています。

(最高規範)

第3条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例に定める事項との整合性を図らなければならない。

説明

この条例は、大町市議会における判断や行動する際又、議会に関する他の条例等を制定する際の最も尊重すべき基準となるものです。

第2章 議会の活動原則

(議会の責務)

第4条 議会は、次に掲げる事項に基づき活動しなければならない。

- (1) 市民を代表する唯一の議決機関であることを自覚し、適切な判断と責任ある活動を行い、透明性、公平性、信頼性が高まるよう、開かれた議会運営を行うこと。
- (2) 多様な市民要望を市政に反映できるよう、常に市民本位で自由な討議により、政策等の論点、争点を明らかにした上で、意見集約を図ること。

- (3) 市長等及びその補助機関の事務について監視及び評価機能を高めるとともに、政策立案、政策提言を積極的に行うこと。
- (4) 市民に身近な議会とするために、わかりやすい言葉の使用や工夫を凝らした議会運営に努めるなど、市民とともに歩む議会を目指し、常に議会改革に取り組むこと。

説明

市民の代表機関としての議会は、市民に身近で、市民とともに歩む議会を目指します。市民の視点にたち、市民の要望が市政に反映できるよう議会の主体的な改革を図りつつ、市民に開かれた、公正性、透明性、信頼性をもたれる議会運営に努めます。

(議決責任)

第5条 議会は、議決責任を深く認識するとともに、自治体として意思決定又は政策決定に係る議決をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。

説明

議会は、市民の直接投票により選ばれた複数の議員から構成されており、市の様々な行政課題の解決や今後の進むべき方向の決定等に当たっては、民意を十分に把握し、市民の意思にかなう最良の選択をしなければならないという決定責任を重く受けとめます。これらの決定の内容や決定に至る議論の過程について、市民に対する説明責任を果たします。

(災害時の対応)

第6条 議会は、大規模災害が発生し、大町市災害対策本部(大町市災害対策本部条例(昭和39年条例第16号))に基づき設置される災害対策本部をいう。以下この条において「対策本部」という。)が設置された場合において、当該対策本部を支援するとともに、議会としての的確かつ迅速な対応を図るものとする

説明

災害の発生等により、市に対策本部が設置された場合の議会の対応については、対策本部の支援を主目的とし、的確かつ迅速な対応に努めます。

第3章 議員の活動原則

(議員の責務)

第7条 議員は、議会を構成する一員として、次に掲げる事項に基づいて活動するものとする。

- (1) 議会は、言論の場であること及び合議機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見の把握に努めるとともに、自己の資質を高める不断の研さんによって、市民全体の奉仕者、代表者にふさわしい活動を行うこと。

- (3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。
- (4) 議会活動について、市民に対して説明責任を果たすこと。

説明

議員は、市民の代表者としての立場を自覚し、常に研さんに励み、議員間の活発な討論や市民との意見交換を積極的に行ない、市民全体の利益と福祉の向上を目指して、議員一人一人がそれぞれの責務を果たしていきます。

(議員の政治倫理)

第8条 議員は、市民の負託にこたえるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の代表として良心と責任感を持って、議員の品格を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

説明

議員は、その職権や地位による影響力からより高い倫理の保持が求められており、市民の疑惑を招くことのないよう公正で誠実に行動するとともに、倫理意識の向上と確立に努めます。

(会派)

第9条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を有する議員で構成し、政策立案、政策決定に関し、合意形成に努めるものとする。

説明

大町市議会では、会派は主義主張を同じくする2名以上の議員により結成することができます。各会派は相互に議論を深め、会派間や議会全体として合意形成に努め、市政の発展を目指します。

(政務活動費)

第10条 議員は、大町市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第1号）の規定に基づき、交付を受けた政務活動費について、その適正な執行に努めるとともに、市民に対して使途の説明責任を負うものとする。

説明

政務活動費は、条例に基づき、議員が調査研究その他の活動に資するための経費の一部として、会派又は議員に対して交付され、その使途については、収支報告書の提出が義務付けられています。議員は、この政務活動費を有効に活用するとともに、その使途の透明性の確保に努めます。

第4章 市民と議会との関係

(市民との関係)

第11条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、請願を市民による政策提言と位置付けるとともに、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の審査に当たって必要があると認めるときは、これら提出者の意見を聴く機会を設けるものとする。

3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2の規定による専門的知見の活用並びに法第109条、法第109条の2、法第110条及び法第115条の2の規定による参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

説明

議会は、市民に対し、その有する情報を積極的に発信するとともに、様々なかたちで市民との意見交換の機会を持つなかで、その説明責任を果たします。また、市民の専門的な知識や考え方を取り入れることにより、政策形成や政策提言につなげていきます。

(情報の公開)

第12条 議会は、本会議、常任委員会のほか、すべての会議を原則公開とする。

2 議会は、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。

説明

議会は、その決定過程を公開し、透明性の確保を図るため、全ての会議を原則公開としています。また、会議資料の閲覧ができるようにするなど、より充実した傍聴しやすい環境づくりに努めます。

(意見交換会)

第13条 議会は、市民の意見を把握し、反映しうる合議体としての特色を最大限に活かし、市民参加推進のために、市民との意見交換会を少なくとも年1回開催するものとする。

2 議会は、市民から意見交換会開催の要望があったときは、これに応じるものとする。

説明

議会自らが地域に出向き、議会活動や市政に関する情報を提供するとともに、市民の要望や意見を直に聞くための貴重な機会として、意見交換会を年1回以上開催することを義務付けています。また、市民の要請に応じて開催することも規定しています。

(附属機関)

第14条 議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、有識者等で構成す

る附属機関を設置することができる。

説明

市民参加の一環として、議会に、必要に応じて専門的な審査、諮問又は調査を実施するための附属機関を設置できることとしています。

第5章 議会と市長等との関係

(市長等との関係)

第15条 議会は、市長等と常に緊張ある関係を保持し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うものとする。

2 本会議及び委員会における質疑応答は、論点及び争点を明確にして行うものとする。

3 政策等の執行責任を有する市長等及びその補助職員は、本会議及び委員会において、議長又は委員長の許可を得て、議員の提言及び質疑等に関し、論点及び争点を明確にするための発言をすることができる。

説明

議会と市長は、適度な緊張関係を保持しつつ、会議等においては、明瞭でわかりやすい質疑応答を行います。

自治体行政の執行責任のある市長や職員等には、議員の質問に対して不明な点等を聞くことができる権利を認めています。

(政策等の形成過程の説明)

第16条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため、市長に対し、次の各号に掲げる事項の説明を行うよう求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯及び関係法令等
- (3) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (4) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (5) 総合計画における根拠又は位置付け
- (6) 政策等の実施に係る財源措置
- (7) 将来にわたる政策等の効果及びコスト

説明

市長等が提案する重要な政策等について、議会における十分な審議を行なうため、市長に対して7項目の説明を求めています。これにより、議論の透明性の確保及び論点の明確化が図られ、提出される政策等の信頼性・正当性が高まります。また、これらの情報を開示することにより、新たな市民参加が促進されることも期待されます。

(政策立案等)

第17条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

説明

議会の機能を充実、発展させ、審議だけでなく、政策立案の機関として、積極的に政策立案及び政策提言を行っていきます。

第6章 議会運営

(自由討議)

第18条 議会は、言論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を中心に運営されなければならない。

2 議会は、委員会において、議案の審査に当たり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて自由討議の時間を設けるものとする。

説明

議会の会議は、各議員が自由に議論することで、課題に対する共通認識が次第につくり出され、合意形成が図られます。当面は委員会において、合意形成に向けた自由討議の実践に努めます。

(委員会活動)

第19条 常任委員会及び特別委員会は、議会における政策立案及び政策提案を積極的に行うものとする。

説明

常任委員会及び特別委員会は、その専門性を活かし、自主的・自立的に所管事項の調査、審査、政策立案及び政策提案を積極的に行います。

(政策調整委員会)

第20条 議会は、市民の意見を市政に反映させるための政策形成過程の一つである意見交換会の開催、市民意見の集約及び仕分け等を行い、政策立案及び政策提言を推進するために、議員で構成する政策調整委員会を設置する。

説明

政策調整委員会の主な役割は、第13条で規定する意見交換会の開催準備・運営を行ない、意見交換会をはじめとして市民から寄せられた意見や要望等を整理して、内容に応じて関係する常任委員会や市長等へ振り分けを行います。また、新たな課題について、検討する役割も担っています。

第7章 議会の体制整備

(議員研修)

第21条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

(議会事務局の充実)

第22条 議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法制機能の充実強化及び体制の整備に努めるものとする。

(議会図書室の充実)

第23条 議会は、議員の調査研究及び市民による利用の推進のために、議会図書室機能の充実強化に努めるものとする。

説明

議員の政策立案能力の向上を計るとともに、市民が活用できるよう、議会図書室機能の充実強化と利用促進に努めます。

第8章 補則

(検証及び見直し)

第24条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかについて、常に検証し、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議会が別に定める。

説明

その他必要事項については、その内容に応じ、規則、要綱、規程、申し合わせなどで定めることを規定しています。

附 則 (平成22年10月1日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年12月21日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月1日条例第3号)

この条例は、平成25年3月1日から施行する。